

一般事業主行動計画

全ての社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1 令和8年3月までに、産前・産後の父親の休暇の取得率を90%以上とする。

〔対策〕 令和3年6月～

- ・取得状況の現状を把握する

令和3年9月～

- ・取得促進を図るため社内掲示版等により社員に周知する

令和4年4月～

- ・管理職を対象とした意識改革のための勉強会を実施する

目標2 令和7年3月までに、有給休暇取得日数を一人当たり年間平均50%以上とする。

〔対策〕 令和3年9月～

- ・有給休暇取得日数の現状把握と取得阻害要因の調査をする

令和4年1月～

- ・有給休暇取得促進対策の検討と促進対策を実施する

令和4年4月～

- ・管理職を対象とした意識改革のための勉強会を実施する